第 I 章 景観からのまちづくり

― 景観計画策定の目的と方針 ―

I-1 景観計画策定の目的

盛岡市は、岩手山や姫神山をはじめ、周辺の山々、市内を流れる北上川、中津川などの自然景観に恵まれ、城下町形成以降の歴史的文化的景観を基盤に培われた都市的景観と市街地周辺に広がる田園、丘陵や山地などが均衡のとれた景観を醸し出しているまちです。

高度経済成長期,盛岡でも都市化現象による建築物の高層化が進み,盛岡城跡公園からの岩手山の眺望景観阻害などの問題が生じました。このような社会状況の変化や都市の個性を求める市民意識の高まりなどを背景に、昭和55年度に景観対策を市の施策に位置付け、昭和59年度には都市景観形成ガイドラインを策定し、景観政策に取り組んできました。

時代は、高度経済成長期からバブル期を経て低成長型時代へと推移し、グローバリズムによる規制緩和のもとで、中心市街地での商店街の衰退や空地化が進み、歴史的なまち並みの減少や高層建築物の増加を起因とする周囲の山並みの眺望阻害や住環境への影響など、新たな景観上の変化が生じています。

こうした景観上の変化に対し、多くの市民が、盛岡らしい良好な景観として山並みの眺望や河川景観、歴史的景観の保全などを通じて、地域に愛着を持ち、将来的にも盛岡に暮らすことが誇れるまちであることを望んでいます。また、鉈屋町をはじめとする歴史的まち並みの保存再生活動による歴史的景観の保全と古くからの生業の活性化や中津川の環境美化活動など、歴史・文化・賑わいの再生にむけた市民やまちづくり諸団体の活動も各地域で活発化しています。

都市景観形成ガイドラインは、市民の発意を促す「盛岡方式」の合意形成手法を基本に策定してきました。社会情勢の変化による新たな景観問題に適切に対応していくためには、市民との合意形成のもとに、盛岡固有の景観の保全・創造・育成を図るために、盛岡の景観のあるべき方向を明確にした新たな景観政策が必要であると考えます。

全国的にも景観に対する意識がこれまで以上に高まっているもとで景観法が施行され、景観行政のマスタープランとして、また、都市計画制度などとの相乗的な効果が発揮できる景観計画が策定できることとなりました。

本計画は、景観条例とともに、都市景観形成ガイドラインの理念である「市民とともに考え、ともに歩む~盛岡方式」をさらに発展させ、新たな都市の変化に対する景観的課題の顕在化、市民の景観に対する新たな意識の高まりに対応し次世代に継承できる景観からのまちづくりを実現するため、本市の景観政策の充実と向上を図り、盛岡固有の景観を守り、創り、育てることを目的として策定するものであり、平成20年度においては、市域全域における主要な景観形成に関する方針と基準を定め、平成21年10月より運用が開始されました。今後においても景観上重要な地区については、逐次、本計画の見直しなどを行い、さらに充実させながら盛岡らしい都市景観形成の実現をめざしていくものです。

I-2 市民協働による景観からのまちづくり

景観は、地域固有の歴史、気候地勢などの風土、地域に息づく文化や伝統、さらには、都市における 社会経済活動や市民一人ひとりの暮らしなど様々な要素で構成されており、これらは、地域の特色ある まちの姿、まち並み、個々の建物、まちの印象や記憶にいたるまで影響を与えています。

良好な景観にふれることは、快適で心地良い日々の暮らしを実感すること、ひいては、私たちのまち 盛岡への誇りや愛着などを醸成していくことにつながるものです。また、地域固有の美しい景観は、観 光資源として交流人口の増加などを促す効果も期待できます。

景観からのまちづくりは、道路や建築物の建設に代表される施設整備によるまちづくりだけではなく、 私たちの日々の暮らしの中で行われる清掃活動や緑化など身近なものからも育まれていくものであり、 その取り組みは市民、事業者、市民団体、行政など多様な主体の協働により進められることが求められ ます。

市民一人ひとりが、盛岡の良さを発見し、景観からのまちづくりに参画し、その活動の輪を広げていくことにより、快適で魅力的なふるさとへの想いを深めていくとともに、これまで築き上げてきた市民 共有の盛岡の景観を守り、創り、育て、次世代に継承していくことが大切です。



I-3 景観政策のこれまでの取り組み

I − 3 − 1 盛岡の景観の特徴

1 都市形成の過程

本市の都市形成は、慶長2年の盛岡城の築城着手にはじまり、優れた要衝の地として選定された地形は、風水思想による蔵風得水型をなし、日本の伝統的な占地空間の系譜のうえに位置していたと言われています。

城下町は町割を五の字にして、城を二重の外堀が巡り、商家や職人町が囲み、その外側に侍屋敷などを配置して、軍事や商業、交通などに配慮したまちが形成されました。これが現在の中心市街地の 骨格となっており、城下町の情緒と風格が今もまち並みに色濃く残っています。

城下町として発展してきた盛岡も明治維新を経て,近代都市の建設が始まります。明治22年に市町村制施行により岩手県の県庁所在地として盛岡市が誕生しました。翌年には東北本線が開通し,盛岡駅が開設され,このことが市中心部と駅を結ぶ幹線道路の誕生を促し,交通体系や産業振興に転機をもたらしました。大正時代は鉄道新線や周辺鉄道駅の開設が相次ぎ,交通結節点としての地位が高まり,昭和初期に行われた市中心部の土地開発や耕地整理は市街地整備の基礎となりました。

戦後は戦災復興事業と土地区画整理事業や市街地開発が進み、昭和30年代は市街地周辺の宅地開発が進行しました。昭和45年の岩手国体を契機に都市施設が整備され、現在の商業中心軸が形成されて都市機能の拡充が図られ、昭和50年代には高速自動車道の開通や新幹線の開業など交通基盤整備に合わせ、経済圏の拡大や生活圏の広域化が進みました。

また、新しい都市の形成として現在の中心市街地から南方向に向けて盛岡駅西口地区や盛岡南地区の都市開発事業が進められています。中心市街地においては、歴史的なまち並みを形成する建造物群を、単に保存だけにとどまらず積極的に活用するよう求められています。平成4年には南に隣接する都南村、平成18年には北に隣接する玉山村との合併が実現し、人口約30万人、面積886.47平方キロメートルの新生盛岡が誕生し、平成20年4月に中核市に移行し、平成31年に市制施行130周年を迎えようとしています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓として,安全安心な都市機能の整備を進めながら, 北東北の交流拠点として歩み続けています。

2 景観の構造と特徴

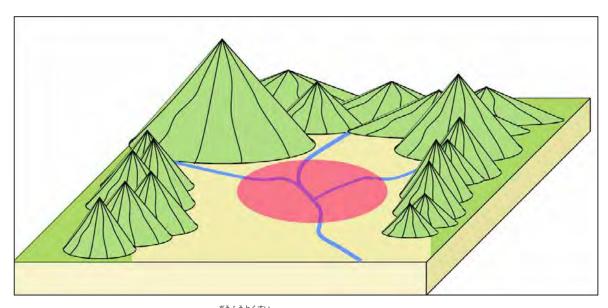
本市の景観の構造は、都南村や玉山村との合併前の旧盛岡市域、旧都南村の都南地域、旧玉山村の玉山地域の3つの地域においてそれぞれ特徴があります。それらの構造と特徴は次のとおりです。

(1) 旧盛岡市域: 蔵風得水型景観構造

旧盛岡市域は、岩手山をはじめ、周辺の山々に三方を囲まれた盆地状の地形に位置し、北上川や雫石川、中津川などの豊かな河川が市内を流れています。このような地形構造は蔵風得水型景観構造といわれています。北側の高い山と東西の山並みがその中を流れる河川を包み込み、南側は明るく開けているため、三方が季節風をさえぎり、一方は豊かな陽光と薫風を取り込むことができ、四季折々の豊かな自然を身近に感じることができる地形です。また、城下町としての歴史性も豊かで、長い歴史と伝統に培われた都市環境と市街地周辺に広がる田園風景に見られる環境が景観を豊かにしているまちです。



盛岡市鳥瞰写真



でうふうとくすい 蔵風得水型景観構造(模式図)

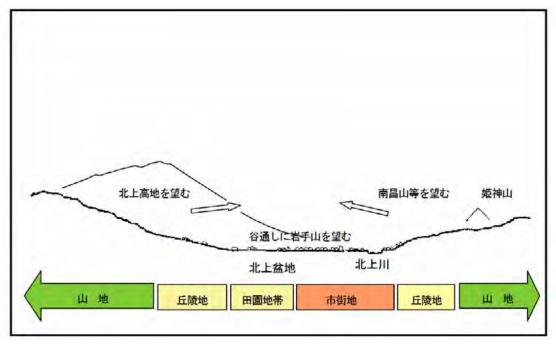
(2) 都南地域:谷通し(対面型)景観構造

都南地域は、旧盛岡市域の南部に位置し、南下する北上川を中心として、両岸に斜面が形成され山地に至る、ほぼ対照的な地形を横断するような地域が拡がっています。片方の斜面に立って対岸を見ると、 眼下に北上川が流れ、その向こうに対岸の斜面と山地の景観を対面するように眺めることができる風景です。同時に、谷通しの眺望について見ると、見通しが良く北方に岩手山を眺めることができます。このような構造を谷通し(対面型)景観構造と名付けています。

また、都南地域は、平坦地周辺の水田や斜面地の果樹園などの農村景観が広がる地域で、中心部の平 坦地は、市街化が進み、国道沿いには商業施設の増加が目立ち、都市型の景観形成が進んでいます。



都南地域:蝶ケ森より南昌山を望む



都南地域:谷通し(対面型)景観構造

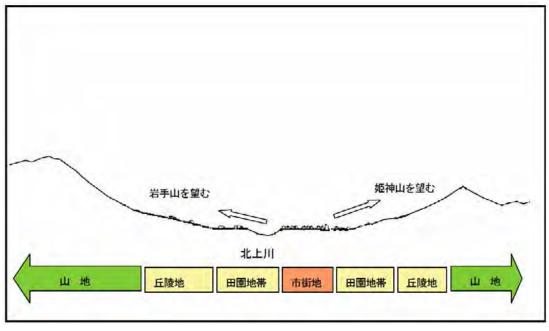
(3) 玉山地域:谷通し(対面型)・山地状景観構造

玉山地域は、旧盛岡市域の北部に位置し、北上川に沿って南北に平坦地が発達し、この平坦地の東側は北上高地の山地状の地形が広がっていて、姫神山をはじめとした広大な山林が景観的な特徴を形成しています。平坦地の西側は、丘陵地状の地形となっていて、その向こうには岩手山がそびえています。この地形は、都南地域と同様の谷通し(対面型)景観構造といえます。

また、平坦地からの岩手山や姫神山の眺望や、広大な山林や岩洞湖といった自然景観、平坦地の市街 地周辺に広がる農地などの農村景観は玉山地域の代表的な景観となっています。渋民が生んだ石川啄木 はふるさとを詠み、その歌には玉山地域の風景が色濃く投影されています。



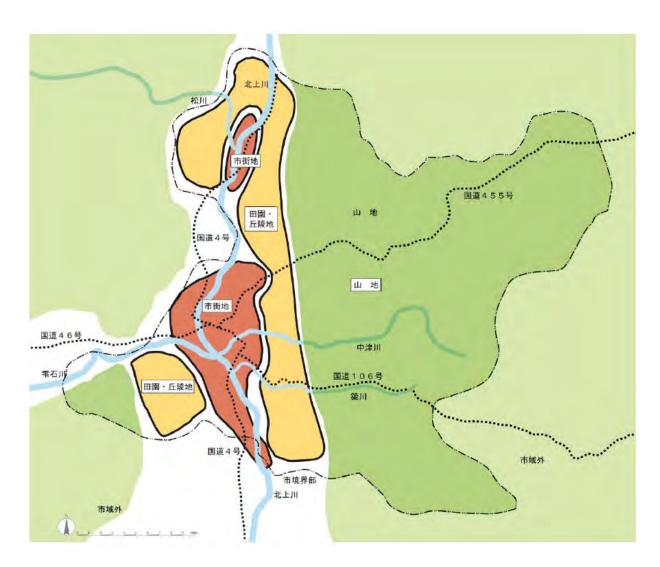
玉山地域:天峰山(北上高地)から西に岩手山を望む



玉山地域:谷通し(対面型)・山地状景観構造

3 地域特性に見る景観的特徴

本市の各地域には、地形や土地利用の状況により景観的特性があり、その配置を「市街地」、「田園・ 丘陵地」、「山地」の類型ごとに示すと下図のようになります。



盛岡の景観的特徴の概念図

地域特性の類型ごとに景観的特徴をあげると、次のとおりです。

(1) 市街地の景観的特徴

本市の市街地は、盛岡城の城下町として発展し、その後周辺の町村と合併しながら現在に至っています。 現在の市街地は、市域を南北に貫流する北上川と西部からの雫石川、東部からの中津川の合流点を中心 として、南北方向に形成されています。

市街地の形成は、藩政時代からの中心商業地として発展した河南地区、昭和初期から商業地として発達した大通、菜園、盛岡駅前などの中心市街地、戦後、市街地の拡大が行われた周辺の住宅地で形成されている既成市街地と、計画的に市街地形成が進められている盛岡駅西口地区及び盛岡南地区という過

程を経ています。

市街地は主に日常的に生活を営む空間であり、経済活動の中心でもあります。盛岡の玄関口といえる盛岡駅から東にのびる大通りや菜園などの商業地は、盛岡の商業活動の中心部であり、中高層の建築物などが多く、華やかさと賑わいのある空間が景観的な特徴といえます。また、内丸に集中して立地している官公庁街は、建築物のシンプルさや街路の緑道化などにより落ちつきのある景観が印象的です。これら商業地の周辺を取り囲むように中低層の住居や公共施設などが混在している地域では、公園や学校などの公共施設周辺の緑化や既存の建築物が、良好なまち並み景観を形成しています。さらに、松園や山岸、浅岸、月が丘、津志田などの住宅地においても、低層住宅による開放感や、植栽などの潤いなどにより、閑静で落ちつきのある居住空間と良好な景観が特徴的です。また、市街地のほぼ中心部を河川が流れており、河川の水と緑が都市に潤いと優しさを醸し出していて、盛岡の代表的な景観の特徴といえます。

既成市街地において、昭和57年の新幹線開業以降のマンション、ホテルの建設ブームにより高層化などの土地の利用が進展していますが、盛岡城跡や歴史のある建造物が各所に残る城下町の名残をとどめるまち並みとなっています。

盛岡南地区は、北東北の交流拠点都市の実現のため、次世代の都市活動、生活様式に対応する高次都市機能の集積を図り、中心市街地及び盛岡駅西口地区に連担する職住近接の新しい市街地の形成を図る地区としての役割を担っています。



盛岡南地区の開発



盛岡駅周辺と雫石川

(2) 田園・丘陵地の景観的特徴

本市の田園・丘陵地は、主に市西部の平坦地に広がる水田地帯や玉山地域の市街地周辺の平坦地と丘陵地の水田を主体とする農地及び市街地に隣接する丘陵地の森林や樹園地、河川などの区域です。

これらの田園・丘陵地の区域は、市の農業生産活動の中心的な役割を担っているとともに、太田地域 や飯岡・湯沢地域、生出地域などののどかな田園風景は、市民に潤いと安らぎを与えてくれる良好な景 観を形成し、岩山や愛宕山をはじめ市東西丘陵地に広がる緑豊かな自然景観は、まちに四季の変化を感 じさせ、落ち着きと心休まる風景を醸し出しています。





玉山地域の平坦地

丘陵地の農地

(3) 山地の景観的特徴

本市の山地は、主に玉山地域を含む市の東部に見られる山村集落とその周辺の山並み及び市の東西の森林の持つ諸機能を活用しつつ自然環境を保全する区域です。

市街地の東西を囲む姫神山を含む北上高地などの緑豊かな森林や東部山間地にある岩洞湖や外山ダム 周辺の潤いのある水辺空間、国道 106 号及び国道 455 号から見える四季色とりどりの景色などは、雄大 で良好な自然景観を創出しています。



岩洞湖から望む岩手山(左)と姫神山(右)

4 主要な景観の特徴

が活発化してきています。

景観構造や地域特性の類型ごとの景観的特徴から、盛岡の全市的な景観の特徴を整理すると、以下のとおりです。

(1) 周辺の山々は、四季の変化が織りなす自然景観と眺望景観に優れています。

岩手山や南昌山, 姫神山などの山々は, その雄大さからランドマーク的存在となっており, 盛岡城跡 公園の二の丸や開運橋からの岩手山眺望など市街地の様々な場所から望む山々の眺望が, 盛岡の代表的 な景観となっています。また, 近景の岩山や愛宕山, 玉山地域の川崎緑地や都南の手代森, 飯岡の丘陵 地などは, 身近に自然景観を感じることができる場所であり, まちの景観が一望できる眺望地点にもなっ ています。この様な山々に周囲を囲まれていることが, 盛岡の景観的特徴となっています。

(2) 北上川、雫石川、中津川などに代表される河川は潤いのある水と緑の自然景観に優れています。

北上川は、河川の整備が行われ広い河川敷と視界の広がりが、のびやかな景観を形成しています。雫石川は、河川及び河川敷がほぼ自然のまま残っており、河川敷も広いことからまちの中に森が存在しているような景観を形成しています。中津川は、既成市街地の中を流れており、河川敷の遊歩道の整備やさまざまなイベントなどに使用されており、日常生活での利用や親水性が高くなっています。市街地のほぼ中心部を流れるこれらの河川は、都市空間の中に自然や季節感を持ち込み、河川及び河川越しに見えるまち並みやその背景の山並みが市街地と一体として調和しており、盛岡の景観的特徴となっています。

(3) 盛岡城跡, 寺院群, 町割りなどは, 歴史的景観遺産が伝承され, 歴史ある都市として風情があります。 盛岡城跡は, 国指定史跡で, 盛岡を代表する歴史的な遺産であり, その美しい石垣と四季を彩る城内 の樹木が相まって, 魅力的な景観を創出しています。名須川町から北山付近までは, 寺院が多く存在し, 寺社の建造物や塀, 大きな樹木などが地域と一体となり歴史的風情を呈しているのが景観的特徴です。 天満宮から八幡宮, さらに寺の下へと続く寺社も, 城下町の歴史的雰囲気を色濃く残しています。また, かつて多く残っていた町家は, 建替えにより減ってきていますが, 錠屋町の通りでは, 町家の再生活動

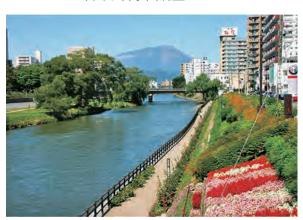
(4) まちの顔となる街路は、幹線街路ではまちなみに近代的な印象を与え、盛岡城と共に形成された城下の町割りや旧街道沿いの街路では城下町の風情が感じられます。

(5) 市民に親しまれる景観資産、まちの中の樹木、まち並みなどは、「やわらかい」雰囲気を醸し出しています。

景観資産は、紺屋町の茣蓙九や番屋など、そのまちを特徴づける建造物や市内各所にある石川啄木や宮沢賢治の歌碑、十六羅漢のような石仏などがあり、まちの中の樹木は、上の橋際のイチョウの木(緑の広場前)などといった地域のランドマークになっているもの、まち並みは北山の寺院群などのことで、これらの場所は親しみやすく、地域に根付いた景観といえます。



雄大な岩手山眺望



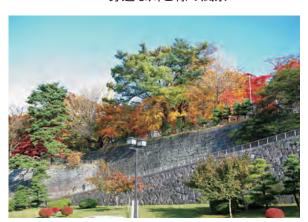
豊かに流れる北上川



伝統的佇まいの商家



身近な川と緑の風景



歴史的風格漂う盛岡城跡



町中の象徴的な樹木

I-3-2 取り組みの経過

昭和30年代後半からの高度経済成長期の都市の発展の中で、盛岡固有の都市景観にも急激な変化が現れはじめました。昭和40年には建築物の高層化による盛岡城跡からの岩手山の眺望阻害問題が生じ、また、昭和42年には市内中心部を流れる中津川の護岸の一部がコンクリート化され、市民が愛着を抱いていた花崗岩護岸が失われました。これらのことが市民の間に自らの住む地域の環境、特にも眺望景観の重要性や都市景観のあり方を考える契機となっていきました。

これら地域の環境や景観に対する市民意識の高まりを背景に、昭和46年に市民が慣れ親しんだ河川や庭園、樹木、近郊の自然などを守るため、「盛岡市自然環境保全条例」が制定され、「樹木」や「庭園」などの保全制度の施策を実施してきました。さらに、昭和51年には、「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」として改正し、「歴史的建造物」の指定制度も併せて、行政と市民や事業者との協議により様々な環境保全活動を展開する「盛岡方式」といわれる手法によって盛岡市独自の自然的・歴史的景観の保全施策を確立させてきました。

この保全施策を先駆けに、盛岡市市勢発展総合計画・後期実施計画(昭和55年度~昭和59年度)には「都市全体の美しさと調和という観点に立って、まち全体を美しくデザインし、イメージを高めるため、建築物に対する特別な配慮が望まれる」と景観対策を施策に位置付けました。

このようにして、昭和55年度から本格的に取り組み始めた景観政策は、昭和59年度には、盛岡らしい都市景観を守り、創り、育てるための景観形成の指針として、都市景観形成ガイドラインを策定し、さらには、平成4年の都南村との合併や平成18年の玉山村との合併を経ていく中で、都市景観形成ガイドラインの改定や玉山区建築景観ガイドラインを策定し、全市域において地域特性に配慮した良好で快適な景観形成を推進してきました。

また、これら都市景観形成ガイドラインによる景観誘導を、より実効性の高いものとするため、平成6年には盛岡市都市景観形成建築等指導要綱(昭和61年制定の要領を改正)を定め、景観形成に影響を与える行為に対し届出による事前協議及び指導を行うとともに、都市景観賞の顕彰や都市景観シンポジウムの開催などの啓発事業なども展開しながら、景観政策の充実に取り組んできました。

I-3-3 景観計画策定までの当市の動き

本市がこれまで行ってきた景観政策では、都市景観形成ガイドラインに基づき、山並み眺望確保の領域、河川景観軸、歴史景観地、街路景観軸などの形成重点地区を定め、この中で、盛岡城跡公園二の丸及び開運橋からの岩手山の眺望や中津川などの河川景観の自然性を守るため、適正な建築物の高さの指導を行い、また、北山寺院群、八幡宮から鉈屋町周辺の歴史景観地においては歴史的風情に調和するよう適正な建築物の高さや和風の意匠とすることなどの景観誘導を行い、禁止色や緑被率の指針により、色彩の誘導や建築敷地内の緑化増進などの面で、市民及び事業者との合意形成のもとに、良好な景観の形成に貢献できる成果を積み重ねてきました。

さらには、都市景観シンポジウムの開催や都市景観賞の表彰などによる啓発施策は、景観に関する市 民意識の向上を促すこととなりました。

また,本市は,「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例(昭和46年制定,昭和51年改正)」に基づき, 自然環境や歴史的環境の保全のため,良好な環境を維持するよう努めており,これまでに環境保護地区, 保護庭園,保存樹木及び保存建造物の指定により,愛宕山地区,上の橋際のイチョウの木,中津川沿い の茣蓙九など,市域の貴重な緑地帯としての緑の保全,地域のランドマークの確保,歴史性を継承する 貴重な文化遺産の保存など,盛岡の自然景観及び歴史的景観の形成に重要な役割を果たしてきました。

しかし、社会経済情勢の変化の中で、新たな景観上の変化に対する課題が生じるようになりました。 住宅地における高層建築物の立地の増加による景観への配慮の必要性、中心市街地における空店舗や空 地の増加に伴う賑わいのあるまち並み形成の必要性、盛岡南地区など新たな市街地における地域の特性 が活かされたまち並み形成の必要性、田園、近郊の丘陵地及び山林地における良好な自然景観の保全、 町家の減少に対する盛岡固有の佇まいを残す歴史的景観の保全と継承、景観への影響が大きい屋外広告 物などへの適切な景観誘導など、これらの諸課題に対する魅力ある景観の保全、創造、育成の面での対 策が求められています。

それまでの盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例による届出制,都市景観形成ガイドライン,玉山 区建築景観ガイドライン,盛岡市都市景観形成建築等指導要綱などに基づいた話合いによる景観保全や 誘導施策は、いわゆる盛岡方式として一定の実効性がありましたが、近年では地権者や事業者の方々の 諸々の事情により、理解を得られにくい事例も出てきました。

これらの新たな課題に対応し、これまで積み重ねてきた成果を継承拡充していくために、これまでの話合いによる合意形成の原則を踏まえながら、法的な根拠を持った新たな景観誘導政策が必要となり、景観政策の展開は市民協働による「景観からのまちづくり」の取り組みが重要であるとの認識の下、平成21年3月に景観計画が策定され、同年10月1日より運用が開始されました。

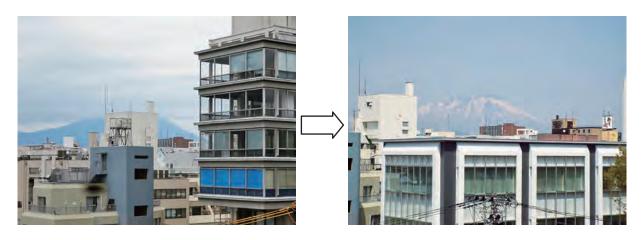
I-3-4 景観計画の成果と課題

景観計画では、市内全域を景観計画区域に指定し、景観法第16条第1項の規定により、建築物の新築、 増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、これら全て の建築行為を届出の対象行為としたことで事業計画の際は意識され、当市の景観計画の存在は、広く認 識されることにも繋がっています。

景観計画の遵守については、敷地内の緑化や屋外設備機器の遮蔽を促進するなど、その届出ごとに施 主や設計者に対しきめ細かな指導対応をすることで、良好なまち並み景観が形成されるよう取り組んで きました。特に、屋根及び外壁の外観意匠における仕上げの色彩については、マンセル表色系を利用し 避けるべき色彩を使用しないよう規定することで、周辺環境との調和に努めてきました

また, 眺望景観保全地域については, 岩手山等の山並みの眺望を阻害していた既存不適格建築物の建替えの際, 景観計画の景観形成基準に従い建築物の高さを制限以内に抑えた計画とすることが重要であるとの認識が広く一般に浸透し, 新規の中高層建築物の計画と併せ, 盛岡城跡公園からの岩手山の眺望については, 緩やかではありますが, 改善に向けて着実に制度が機能していることからも, 長期的に継続した取り組みが重要となっています。

一方で、震災以降、国が再生可能エネルギー事業を促進するという背景もあり、玉山地域をはじめ、 貴重な農村景観や自然豊かな山並み景観に調和しない大規模な太陽光発電設備の計画や風力発電設備の 建設が進められています。歌人石川啄木のふるさととして、次世代に継承すべき玉山地域の自然景観と、 将来に向けたエネルギー政策の促進は、どちらかを犠牲にするものではなく、共存できる環境の整備が 課題となっています。



市民の理解で進む岩手山眺望(改築前)

市民の理解で進む岩手山眺望(改築後)

Ⅰ-3-5 景観計画の変更の取り組み

今回の景観計画の変更では、景観計画策定時における基本的な景観の形成に関する方針を継承しながら、 次世代に継承できる「美しいまち盛岡」の実現を目指し、景観形成地域ごとの景観的特徴が守られるよう、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項について、勧告基準の一部を具体的な取り扱いにするなどの見直しにより、実効性のあるものとします。

また,「玉山区建築景観ガイドライン」の理念を継承する取り組みとして, 平成20年度より玉山重要眺望視点場8ヶ所に表示板を設置し良好な視点場の環境整備に努めてきました(平成27年度完了)。このことから, 玉山地域の景観的骨格を形成する最も重要な岩手山及び姫神山の良好な眺望については,中心市街地同様に景観計画の眺望景観保全地域に指定し, なつかしいふるさとの景観が次世代に継承されるよう拡充した内容とします。

そのほか、再生可能エネルギー事業が促進される社会状況を考慮し、風力発電設備及び太陽光発電設備の設置にあたっては、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を規定し、周辺の景観に配慮した適切な計画となるよう誘導を図ります。



啄木の歌碑と姫神山



玉山地域の田園風景と岩手山



玉山重要眺望視点場に表示板を設置



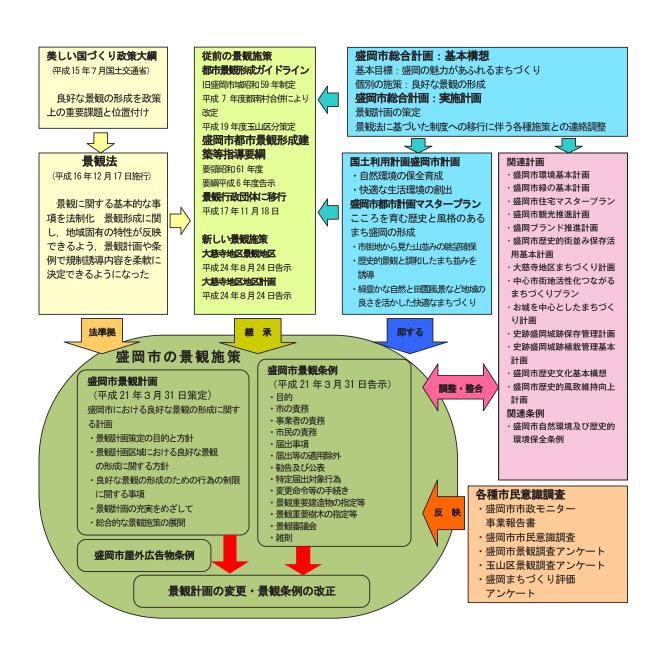
周辺環境を配慮した太陽光発電設備

1-4 景観計画の位置付け

1-4-1 景観計画の位置付け

本計画は、景観法に基づく法定計画であり、景観法に規定されている基本的な枠組みを策定するものです。また、「盛岡市総合計画"ひと・まち・未来が輝き世界につながるまち盛岡"」の目指す将来都市像を実現するための景観行政に関するマスタープランであり、「国土利用計画盛岡市計画」や「盛岡市都市計画マスタープラン」その他各分野の関連する行政計画との整合性を図り、これまでの景観政策を継承し、より良い景観形成を目指すための総合的な施策推進に取組むものとして位置付けるものです。

さらに、この景観政策を展開するに当たり、景観条例を変更し、本計画をより実効性のあるものとします。



1-4-2 景観法、景観計画及び景観条例の関係

景観法

景観に関する総合的な法律であり、景観の形成に係る制度の枠組を規定。地域の実情に即し景観計画や景観条例の制定によって景観形成に関する事項を選択し運用できる仕組みとなっている。

- 景観形成に関する基本理念
- ・景観形成に関する。国、地方公共団 体、事業者、国民の責務
- 景観計画の策定事項及び策定手続きに 関する事項の規定
- 届出の対象範囲の規定
- 届出制度の規定
- ・景観上重要な建造物や樹木の指定制度
- ・行政処分(勧告,命令,罰則)に関する 規定

景観計画

地域固有の良好な景観の形成を推進するための基本事項を定めた計画

- 景観計画の目標像
- ・地域特性による区域区分の設定
- ・各地域や屋外広告物などの景観形成上重要な個別要素に対する景観形 成に関する基本方針
- ・建築物等の形態意匠などの基準や行為の制限に関する事項
- ・景観上重要な建造物や樹木を指定する場合の基本方針

景観条例

景観法及び景観計画を実施するための手続きに関し必要事項を規定

- ・法規定による届出対象の他に届出対象の追加や適用除外行為を規定
- ・景観計画で定めた形態意匠等の制限に適合しない場合、勧告、変更や 是正命令の手続きや処分対象となる行為を規定
- ・景観上重要な建造物や樹木を指定する場合の手続き規定
- 景観審議会の設置に関する規定

景観法、景観計画、景観条例が一体となって運用されることにより、地域固有の良好な景観形成が図られる制度となっています。

I-5 景観に関する市民意識

本計画を策定するに当たり、以下の調査を基に景観に関する市民意識を抽出し、その傾向を把握しました。

盛岡市都市計画マスタープラン策定時の市民アンケート(平成12年7月)

平成16年度 市政モニター事業結果報告書(平成17年1月)

平成17年度 第16回市民意識調査報告書(平成18年2月)

平成18年度 玉山区の景観についてのアンケート (平成18年8月)

平成18年度 市政モニター事業結果報告書 (平成18年11月)

平成18年度 盛岡市まちづくり評価アンケート(平成19年3月)

平成19年度 景観アンケート調査(平成19年8月)

平成 19 年度 第 17 回市民意識調査報告書(平成 19 年 12 月)

平成19年度 盛岡市まちづくり評価アンケート (平成20年3月)

これらの市民意識調査などの結果から、盛岡らしい良好な景観であり今後とも守って行くべきものと して山並みの眺望、河川の景観、自然環境及び歴史的まち並みに関する評価が高くなっています。

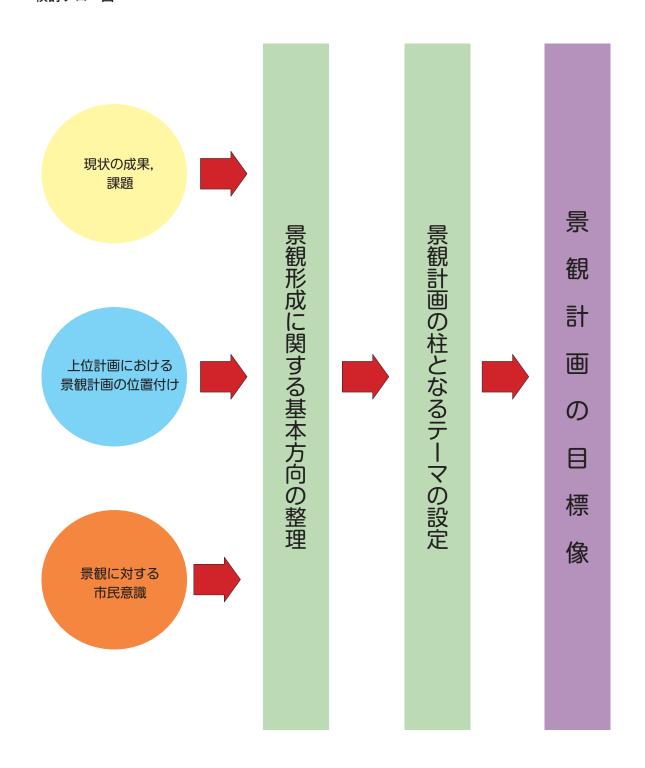
- (1) 山並みの眺望では、市全域で「岩手山」が盛岡の象徴的な眺望であり、「南昌山」、「岩山」、「愛宕山」を含む近郊の丘陵地景観も盛岡を特徴づけるものであること、さらに、玉山地域においては「姫神山」が地域を代表する眺望であることなど、市街地から周辺山地及び丘陵地への眺めを現在の良好な状態で維持していくことが望まれています。
- (2) 河川の景観では、市全域で「北上川」が象徴的な存在であり、これに加え「中津川」、「雫石川」が 盛岡市の中心市街地で合流していることで、市街地にいて身近に自然を感じることのできる景観で あるため、その保全に配慮が求められています。
- (3) 歴史的な景観に関連するものとして, 史跡としての「盛岡城跡」や建造物では近代洋風建築の「岩手銀行中ノ橋支店」(岩手銀行旧本店本館)をはじめ, 歴史的情緒を感じる旧家, 蔵, 寺社など近世から近代にかけて建てられたものが重要であること, 伝統あるまち並みなどでは, 城下町としての歴史性を伝える「名須川町, 北山の寺町界隈」や「紺屋町界隈」及び「鉈屋町界隈」も大切に継承していくことなどが望まれています。
- (4) 自然環境や緑に関しては、「近隣の公園」、「地域の果樹園」、「水田」、「雑木」が大切であり、また、「高松の池」、「岩洞湖」など水辺の環境や、「石割桜」などの樹木が盛岡を代表する景観であることなどが評価されています。
- (5) 新たに創っていくべき景観としては、街路や緑化などの公共空間に意見が集約されていて、具体的には、「眺望場所」の整備や「まち並み」、「歩行空間」などに美しい街路景観の創出が重要であり、「緑化や花いっぱいの空間」など自然と調和した景観の創出も求められています。
- (6) 育てるべき景観としては、歴史的建造物を生活の中で活用しながら守ったうえで、安全安心で住み よいまちになって欲しいこと。さらには、地域に愛着を持ち、将来も盛岡に暮らすことが誇れるま ちであることが望まれています。
 - これら良好な景観を育てる手法として、地域で一定の景観形成のルールを定める景観協定が結ばれれば参加することも概ね理解されています。
- (7) 現状で改善したい事項に関しては住環境や河川景観、山並み眺望、地域の歴史性などを保全していくため建築物や広告物の形態意匠及び高さを法律や条例などで規制するべきであり、また、「建築」、「道」、「小公園」及び「まち並み」などの景観を改善するべきであると感じています。
 - さらには、ゴミのポイ捨てや廃棄物不法投棄及び雑然とした場所を改善することも求められています。

I-6 景観計画の目標像

I-6-1 目標像の設定

本計画では、下記の検討フロー図のとおり、現状の成果と課題、上位計画における景観計画の位置付け、市民意識などを踏まえ、景観形成に関する今後の基本方向を整理するとともに、本市の主要な景観構成要素を景観計画の柱として5つのテーマを設定し、将来に向けて実現しようとする景観形成の目標像を定めました。

検討フロー図



I-6-2 景観形成に関する基本方向の整理

基本方向	景観形成の内容
山並み眺望景観の保全	盛岡固有の景観の象徴である盛岡城跡公園や開運橋から の岩手山眺望など代表的な眺望景観をはじめ,河川や橋 梁,街路,田園,丘陵地などからの姫神山や南昌山などの 山並みの眺望を保全します。
河川景観の保全	河川は、自然性豊かな潤いを醸し出すとともに、水面の輝き、空間的な開放感や親水性により、まちにやすらぎを与えており、河川沿いについては河川の自然に調和し、空間的な開放感の維持向上に寄与する景観を保全します。
市域を囲む自然景観の保全	東部及び西部の山地は、豊かな自然景観を呈しており、 農林業を主体とする地域であるとともに、私たちの生活を 支える水源となる地域であり、自然の山々に抱かれたまち として景観を保全します。
市街地近郊の田園と丘陵地景観の保全	市街地近郊の田園と丘陵地は、農業と居住地域を主体とする地域であるとともに、身近に自然に触れることができる地域であり、山並みの前景となる丘陵地の緑の景観を保全します。
歴史的まち並みに調和した景観の保全	盛岡の歴史と文化を守るため、史跡などの文化財や歴史 的建造物などの周辺や寺院群、町家など、城下町としての 風情を今に伝える地域においては、歴史的景観を保全し、 歴史的まち並みに調和した景観を保全します。
市街地全域の良好な景観形成	市街地は、地域の持つ地勢や歴史、文化、さらには商業地、住宅地など土地利用によって、特色あるまち並みがつくられており、それぞれの地域の特性を活かした景観を形成します。
中心市街地での賑わいのあるまちづくりへの 景観形成	中心市街地においては、まちの魅力を高めるため、山並 みの眺望や河川景観、歴史的景観、街路景観など、各地域 の特性と調和させながら、歩行者に快適で賑わいと活性化 に寄与する景観を形成します。
新市街地の魅力あるまち並みの景観形成	盛岡駅西口地区、盛岡南地区などにおいては、新たなまち並みを形成していくため、まちづくりの整備方針に合わせ、それぞれの地域の特性が活かされた景観を形成します。
地域固有の文化や景観資産を大切にした景観の保全	樹林樹木や清水, 歌碑など, 地域の景観を象徴する景観 資産の周辺においては, 地域固有の文化や景観資産の維持 保全を行うとともに, これらの景観資産が活かされ, か つ, 調和した景観を保全します。
景観形成に対する住民参加の仕組みづくり	景観からのまちづくりは、公共施設の整備はもとより、 市民一人ひとりの暮らしの中から育まれていくものです。 地域の発意による景観形成を進めていくために、協働のま ちづくりとして住民参加の仕組みづくりを行います。

I-6-3 景観計画の柱となるテーマの設定

ふるさとの山の眺望を大切にした風景づくり

盛岡は、周囲を山々に囲まれ、北上川が北から南へと流れ、市街地中心部においては、中津川、雫石川と合流するなど特徴的な自然環境を有しており、このような自然環境が生み出す山紫水明の盆地景観は、盛岡の景観の基盤をなすものであり、「盛岡の骨格の風景」というべきものです。この自然環境から生み出される盛岡の山並みの眺望景観は、長い歴史の中で盛岡の人々の共有の財産として生活文化に根付いてきたものです。

姫神山や南昌山は地域を代表する山並み眺望として日々の暮らしに溶け込んだかけがえのない景観であり、岩手山の眺望などに代表される盛岡城跡公園からの山並み眺望は、盛岡の重要な心象風景であるとの市民の強い意識に支えられ、様々な社会情勢の変化を乗り越えながらも確保されてきたという歴史をもっており、盛岡城跡公園の歴史的な格付けを維持しているということと同時に、故郷の山としての岩手山眺望が、「盛岡の求心性の象徴」となっています。

これら山並みの眺望を、景観政策の中でも、都市形成の根幹にかかわる重要な景観と位置付け、今後 も良好な眺望景観の保全を図っていきます。

水と緑を大切にした風景づくり

盛岡の市街地を流れる河川は、秋には鮭が遡上し、冬には白鳥が飛来する都心部では稀少な自然景観を呈しており、河川による空間の広がりは、まちに開放感と潤いを与えています。これら河川敷、護岸、川沿いの市街地などを一体的にとらえ、各河川と川沿いの地域特質を踏まえ、河川がもたらす広々とした視界を確保し、親水性をさらに高めるとともに、川沿いの土地利用にあたっては、十分な自然性が保たれるよう景観形成を図ります。

盛岡城跡公園を中心に、東部の岩山から北部の北山に至る丘陵地や山並み、手代森や飯岡山周辺、玉山の山間地や岩洞湖周辺などは、水辺の景観や緑の景観として、潤いとやすらぎを醸し出しており、市民に身近な自然を感じさせ、心象的にも水辺の豊かさと山並みに抱かれるまちとして、盛岡の景観の輪郭(エッジ)を明確にする重要な景観となっています。眺望景観と同様に、盛岡の景観の根幹をなすものであり、緑の保全や緑化などの景観形成を図ります。

歴史と伝統が息づく風景づくり

長い歴史と伝統にはぐくまれた盛岡のまちづくりは、盛岡城を中心とした城下町の形成に始まります。 盛岡特有の五の字割りの町すじや商人をはじめ文人墨客を多分に受け入れたまちの文化と佇まいが古き 歴史ある情緒を今に伝えてきました。

しかし、近年の社会経済情勢の変化による町家など歴史的景観の減少が、盛岡らしさの喪失として懸念されています。一方で鉈屋町や材木町などでは、まち並みの歴史性を保存・再生、若しくは地元の景観資源を手掛かりにしたテーマを堅持したまちづくりが創造、実践されてきています。

また、中ノ橋通りの「もりおか啄木・賢治青春館(旧第九十銀行)」,青山町の「盛岡ふれあい覆馬場プラザ(旧覆練兵場)」,渋民の「旧渋民尋常小学校」などの明治期以降の近代化遺産の保存活用などの取り組みも積み重ねられてきており、盛岡らしさを保ち続けるための活動も広がっています。

過去を見失うことによって、将来をも見失うことのないよう、盛岡固有の歴史と伝統を大切にした、景 観の保全・創造・育成を図っていきます。



盛岡城を中心とした城下町としての歴史景観

歩行者に快適な魅力ある風景づくり

道路は通勤通学、買い物、散歩などの日常生活で身近にふれる空間であり、街路構成と沿道のまち並みのあり方が、「都市の顔」の基幹をなすものであり、路上から見るまちの景観が、そのまちの印象を決定付ける大きな要因となります。

盛岡のまちは、盛岡城と共に形成された城下の町割りで築造された道筋からの山並みの見通し景(ヴィスタ)・1が印象的な場所も多く、その基本的な街路構成は現代に至っても連綿と息づいているのが特徴です。これらは、市民はもとより盛岡を訪れる人々にこのまちのイメージを形成するうえでも重要な景観を構成する要素です。

これらのことから、街路に関しては、歩行者空間として快適で安全な、より人にやさしい景観づくりに配慮し、それぞれの街路の場所性を尊重した上で、建築物の壁面位置、電柱の無柱化、屋外広告物の適正な表示・設置など身近な景観から、山並みの見通し景(ヴィスタ)に至る遠景を一体として捉えた、良好な景観の形成を図っていきます。



菜園通りから盛岡城跡公園方向を望む

*1 見通し景 (ヴィスタ)

ある地点から山などの眺望対象に向かう視線の両側がまち並みや並木などで方向付けられた 奥行きのある見通し風景

住み続けたくなる住まいと風景づくり

景観は建築物、山の眺望、河川、市街地の緑、歴史や街路、さらにはそこに住む人々の営み、そして 季節の移り変わりや光の変化など都市を構成する多彩な要素が織りなす総合的なものであり、さらには これらが人間の心に映し出される心象風景であるともいえます。

景観の構成要素は、周辺環境に与える影響も大きいため公共的な役割を担っており、建築物を例にすると、 個別の建築物としての価値とともに、まち並みを形成し、界隈性を醸し出し、また、都市固有の特徴あ る空間を構成するなど、個々の建築活動の集積として公共性という性格をあわせもつものといえます。

景観の形成は、現在そなわる景観との調和のほかに、歴史や文化など、過去の潜在的な景観要素の読み取りと、さらには、その将来像を正しく想起させる将来性をもつ過去・現在・未来の時系列的な要素が空間の系列に作用する相互の作用のしかたともいえ、これらの良好かつ有機的な蓄積の総合化により育まれていくものです。

住み続けたくなるまちづくりを目指すため、単に見た目の美しさだけでなく、都市の機能性と快適性が融和した暮らしやすさも重要になることも踏まえ、「景観は市民共有の財産」を基本理念に、より豊かで人間的な精神を高めることのできる都市の景観形成を持続的に推進していきます。

I-6-4 景観計画の目標像

景観計画の目標像

潤いと彩りのあるまちの風景づくり

上記の5つのテーマに基づき、まちの風景づくりに取り組むことにより、情緒、風情、賑わい、四季の変化が織り成す、潤いと彩りのあるまちづくりを進め、次世代に継承できる「美しいまち盛岡」の実現を目指すものです。

I-7 景観計画の区域と方針

1 景観計画の区域

地域の特性を生かしたまち並みの形成や山並みの眺望確保など優れた都市景観の保全と創造を図り、 もって自然環境と歴史的環境とが調和した盛岡らしい都市景観の形成に資することを目的とし、景観計 画の区域は、市域全域とします。

2 景観形成の地域類型

本市の景観の構造は、I-3-1で明らかにしたように、旧盛岡市域が「蔵風得水型景観構造」、都南地域が「谷通し(対面型)景観構造」、玉山地域が「谷通し(対面型)・山地状景観構造」となっており、この3種類の構造に共通する景観的構成要素は次のとおりです。

- 岩手山, 姫神山をはじめとする奥羽・北上両山系の山々により, 東部及び西部の山並みに 優れていること。
- 山地から丘陵地、農地(田園)へとのびやかに地形が変化し、広がり感のある地形を形成していること。
- 北上川を主流として田園地帯が形成されていること。
- 旧街道や現在の国道4号など主要な街路を軸に市街地が形成されていること。

以上のことを踏まえ、本計画においては、次の類型区分により、良好な景観形成に関する方針を定めます。

①景観形成地域:市街地、田園、丘陵、山地など、共通する景観構成要素を基本とした景観形成

市域全域を景観形成地域とし、それぞれの地域特性を踏まえ、「市街地景観地域」、「田園・丘陵景観地域」、「山地景観地域」に類型区分し、それぞれの地域特性が活かされた景観形成を図ります。

②景観形成重点地域:山並み眺望,河川景観など,主要な景観構成要素を基本とした景観形成

山並み眺望や河川景観などは、それぞれが本市の主要な景観構成要素であり、これらの景観構成要素ごとに、景観形成重点地域として位置付け、積極的な景観形成を図ります。

③景観形成の個別要素:景観重要建造物,景観重要樹木,景観重要公共施設,屋外広告物,及び景観資産を景観要素とした景観形成

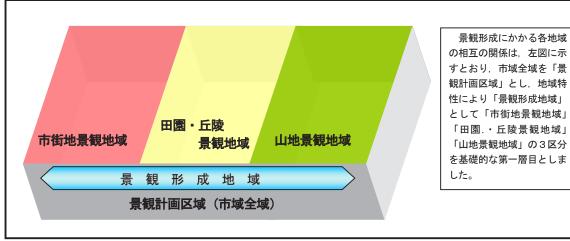
各地域に点在し市民に親しまれている建造物、樹木などや、日常的に接する道路や護 岸などの公共施設、地域景観に与える影響の大きい屋外広告物は、それぞれに景観形成 の基本方針を定め景観構成要素として良好な景観形成に寄与するよう誘導していきます。

④景観形成促進地区: 寺院群などの歴史的な地区や良好な市街地の景観形成が望まれる地区など, 景観上の核となる地区の景観形成

寺院群などの歴史的な地区など、市内には景観上重要な地区があります。今後、地元の合意形成を経ながら、より詳細な景観形成基準を設けるなど、景観形成促進地区として位置付けを行っていきます。

上記にあげた景観を構成する類型区分の相互関係を図で表すと、次頁のようなイメージになります。

類型区分構成図





景観形成重要地域(眺望・河川・歴史・街路)

景観形成の個別要素

(景観重要建造物, 景観重要樹木,景観重要公共施設,屋外広告物,景観資産

景観形成促進地区 (各地区)

次に景観上重要な景観構成要素にあたる。「景観形成重点地域」、「景観形成の個別要素」を第二層目、「景観形成促進地区」を第三層目と設定し、それぞれが重なり合うオーバーレイの方式により、地域の特性を活かした景観形成が図られるよう配置しました。



景観計画区域の全体構成図

